

第1回 橋本市公共施設等総合管理計画策定委員会
議事録

日時：平成27年3月26日（木）

午後1時00分から

場所：教育文化会館3階第2研修室

◇委員名簿

	区 分	団 体・役 職	氏 名
1号委員	学識経験者	NPO街づくり支援センター代表	濱 ^ダ 田 委員
	〃	公認会計士	本 ^ダ 田 委員
2号委員	市民公募	橋本市民	桐井 委員
	〃	橋本市民	岩城 委員
	〃	橋本市民	山 ^ダ 下 委員
3号委員	行政関係	橋本市副市長	髙 ^ダ 川 委員
	〃	橋本市企画部長	北 ^ダ 山 委員

◇出席者（事務局）

- ・企画経営室 上田室長、萱野室長補佐、三浦副主幹
- ・(株)オオバ 上田、伊勢、増田、奥村

◇会議次第

1. 市長あいさつ及び委嘱状交付
2. 橋本市公共施設等総合管理計画策定委員会について
3. 会長及び副会長選出
(以下より議事)
4. 公共施設等総合管理計画について
5. 計画策定スケジュールについて
6. 本年度の計画策定に向けた取組みについて

◇配布資料一覧

- ・資料1 橋本市公共施設等総合管理計画策定委員会委員名簿
- ・資料2 橋本市公共施設等総合管理計画策定委員会条例
- ・資料3 議事資料
- ・資料4 (参考) さいたま市公共施設マネジメント計画パンフレット
- ・資料5 橋本市公共施設等総合管理計画策定工程(案)

◇議事記録（次第4以下、議事概要）

【会長】

議事次第4の公共施設管理計画について、事務局より説明願います。

【事務局】

議事の4、公共施設等総合管理計画について、資料3にもとづいて、説明をします。次第に議事とありますが、委員の皆さまも初めてということもあり、情報提供というニュアンスもあるため、ご容赦ください。（1）公共施設等総合管理計画についてということで、こちらの中身については、まず橋本市の現状、それから、国、地方の公共施設等総合管理計画策定に向けた動きのご説明をします。3ページ、橋本市の現状ということで、こちらは人口等の状況を示し、総人口については、平成26年9月末現在、65,783人で橋本市は構成されています。これが、平成52年の予測ですと、国立社会保障・人口問題研究所の推計値ですが、47,992人ということで、25%以上人口が減少するという状況になっています。高齢者人口については、平成24年9月現在、約27.6%が65歳以上人口ということになっていますが、これが平成52年予測では、約40%になります。5人に2人が65歳以上という状況になるような試算になっています。一方、年少人口については、逆の話で、平成26年9月現在では、約12.1%で構成されているが、平成52年予測では、約9%ということで、少子化がさらに進行するという予測になっています。これが今の橋本市の人口の現状、それから、推計値ということになります。

続きまして、資料の4ページをご覧ください。ここからは地区別人口はどうなっているのかを説明をさせていただく資料です。地区別人口については、概ね公民館単位で試算をしています。地区の中には、公民館の割り付けができていない地区があることから、あくまでも暫定で区分けしているような状況になっていますが、概ね公民館単位です。これは概ね中学校区ということになっています。橋本地区については、人口は平成17年以降、約12%の減少というふうになっています。高齢者の割合は、平成26年時点で34%と大きく上回っており、市内で一番高い状況になっています。年少人口の割合は、平成26年時点で10%を下回っています。5ページを見ていただくと、紀見地区については、人口は平成17年以降ほぼ横ばいになっています。高齢者の割合は増加しているが、市全域の割合よりも低く25.2%という状況になっています。年少人口の割合は、ほぼ横ばいで推移をしており、恐らくここに、みゆき台とかさつき台も含んでおり、人口が増えているという状況です。6ページについては、紀見北地区の状況を示しています。人口は約12%減少している状況です。高齢者の割合は、平成26年時点で、約18%と低いという状況になっており、比較的若い町であるという結果になっています。7ページは、西部地区です。西部といっても、橋本市の中央部ということになり、岸上や神野々地区を南として、北は山田・吉原地区などが西部地区と呼ばれているところです。人口は、平成17年以降、約9%の減少で、高齢者の割合は、平成26年時点では約20%と、市全域と同程度となっています。8ページは高野口地区です。旧高野口町となり、人口は平成17年以降、約10%減少しています。高齢者の割合は、平成26年時点で、30%を上回っており比較的高い状況になっています。9ページ、学文路地区です。学文路地区の西から恋野地区に入るまでの間が学文路地区と呼ばれるところです。学文路地区に

については、人口は平成 17 年以降、約 12%減少しています。高齢者の割合は、平成 26 年時点で、約 29%と、市全域と比べて高い状況になっています。10 ページ、恋野地区の状況です。比較的、山間部ということもあり、人口は比較的少ない地区になっています。人口は平成 17 年以降、約 13%減少しています。高齢者の割合は、平成 26 年時点で、30%を上回っている状況です。年少人口の割合は、平成 26 年時点で 10%を下回っている状況になっています。11 ページ、隅田地区です。平成 17 年以降、約 9%増えています。これは新興住宅地であるあやの台の影響だと考えられます。高齢者の割合は、平成 26 年時点で、約 28%と、市全域と同程度になっています。年少人口が増加傾向で、市全域、他地区では減少傾向となっています。以上が、人口の動向です。

続きまして、追加資料 1 をご覧ください。橋本市の財政状況ですが、平成 13 年決算、17 年決算、19 年決算、22 年決算、25 年決算と、先ほどの人口の動向に比べて財政の状況も合わせて示したものが、この資料です。橋本市の財政状況を普通会計により分析しています。普通会計とは、地方公共団体の会計で、一般会計が通常運営している会計ですが、公営事業会計である上水道や病院、国民健康保険などの特別会計を除く特別会計を合算したものです。地方財政統計上、統一的に用いられる会計区分で、一般的に地方財政をいう場合、この普通会計を基本としています。橋本市の普通会計は、一般会計と簡易水道事業特別会計の一部、それから、住宅新築資金等貸付事業特別会計、墓園事業特別会計、土地区画整理事業特別会計で構成されています。文言説明を先にしますが、地方交付税は、国税である所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税のそれぞれの一定割合の額で、地方公共団体が等しくその行なうべき事務を遂行することができるように国が交付する税です。一般財源は、用途が特定されず、どの経費にも自由に充てることができる収入で、地方税や地方譲与税のことです。逆に一般財源に対しまして、国からの補助金などが、特定財源と呼ばれるものです。

地方税については、平成 13 年決算で、74 億 1,200 万。17 年決算で、69 億 9,300 万であったものが、19 年度で急に上がっています。これは、国からの税源移譲で、所得税から地方税のほうに振り替えられた結果、地方税のほう伸びているような状況になっています。移譲分として約 4 億 3,000 万、地方税約 71 億 2,000 万で、17 年決算に比べて 19 年度決算が少し増えているような状況になっています。そこから 22 年、25 年と、地方税については、減っている状況になり、今後も地方税については、減少傾向になると予測をしています。地方交付税については、平成 13 年度決算で 71 億であったが、17 年度決算では 65 億、19 年度決算では 67 億となっています。22 年度決算、25 年度決算と地方交付税、国からもらえるお金というのはかなり増えています。これは、少し専門的になりますが、合併特例債といって、合併のときに有利な借金をさせてあげようというような制度があり、借金してもその償還分の 7 割は、地方交付税で返ってきます。その影響で、一時的に地方交付税が増えています。これに対して当然、地方債の償還費であります公債費が増えているような状況になっています。その他の一般財源としては、年々減っている状況になっています。

ということで、地方税による歳入は減ってきています。税源移譲があったことを考えると、そういう傾向にはなりにくいものなのですが、実際、19 年度、22 年度、25 年度などの歳入を見ると、やはり地方税というのは減ってきています。これは社会経済情勢の関係で、そういう状況になったのであろうと考えています。

もう1つありますのが、下の考察の2つ目の丸です。地方交付税については、合併算定替えというのがあります。先程お話した合併特例債の償還費とは異なり、実は交付税というのは、とても細かい、色々な要件の中で計算をされているのですが、合併をしますと当然その市町村では行政の効率化が行われます。合併により行政の効率化が行われると、交付税は減額されますが、それを「合併するのであれば減額しない」という、合併によるアメの部分とも言えるのが、合併算定替えという制度です。橋本市と高野口町は合併したけども、合併しなかったものとして交付税を計算するという制度ですが、それが平成28年度から32年まで、5年かけて減っていきます。この合併算定替えの額が、平成25年度決算では6億7,000万ほどありますが、この6億7,000万円が、平成33年度には交付されなくなります。ということは、一般財源、つまり自由に使えるお金が減ることになります。これが歳入の状況です。

続いて、次のページ、歳出の動向です。こちらも普通会計の決算による分析によりますと、まず文言の話になりますが、扶助費という言葉が後ほど出てきます。扶助費とは、社会保障制度の一環として、児童・高齢者・障害者・生活困窮者などに対して国や地方公共団体が行う支援に要する経費です。続いて、公債費とは、公債の償還、借金の返済や利子の支払いに要する経費です。義務的経費とは、市町村の歳出のうち、その支出が義務づけられ任意に削減できない経費で、硬直性の強い経費であり、人件費、扶助費、公債費を合算したものを言います。一方、投資的経費とは、支出の効果が資本形成に向けられて、施設等が資産として将来に残るもので、普通建設事業費とか災害復旧費のことを言います。今回の公共施設等総合管理計画にも含まれる施設の再編にかかる工事費が、この普通建設、投資的経費にあたります。

そこで、本市の今までの動向を見てみると、人件費については、定員適正化計画という、人を減らしていくという取り組みを行っており、それによって平成13年度から、順調に人件費が減っています。それに対して、生活困窮者への生活保護費や児童扶養手当などの扶助費が増えており、25年度決算では42億に達しています。公債費につきましても、13年度決算の35億から、いったん減ってきていたのですが、先ほどお話した合併特例債の影響などで、また少しずつ伸びてきています。ということで、義務的経費は年々増えており、25年度決算では126億9,300万円になっています。硬直性の高い経費が増えるということは、自由に使えるお金が少なくなると言うこともできます。

一方、投資的経費ですが、これは年々減少しています。義務的経費が増えると、投資的経費に充てることのできるお金は少なくなってくるため、こちらは通常減ってくるものなのですが、実際は合併による行政事業などにより、学校の改修や耐震化も含めた建設事業を22年度決算などで賄っています。例えば、高野口中学校の改修、橋本クリーンセンターの解体関連、橋本駅のバリアフリー化、林間田園都市のバリアフリー化、市民病院や旧市民病院の解体などを行っている関係から、22年度は48億という決算になっています。投資的経費に充当できる経費は少なくなっているというのが実情です。

続いて、基金の合計である借金や貯金はどうなっているのかが、3ページ目になります。基金というのは貯金の合計ですが、平成13年度では66億4,351万円。25年度決算では41億2,958万6,000円まで減ってきている状況です。特定目的基金が一時的に増えていますが、合併のときに「地域づくり基金」ということで16億ほど、合併特例債を用いた基金積立を行ったことなどから一時的に増えましたが、現状としては、基金

は徐々に減ってきています。

続いて地方債の残高ですが、こちらも徐々に上がってきています。13年度決算では、274億だったものが、25年度決算では368億9,000万。これは主に合併特例債が120億ほどを占めています。70%は、先ほども言ったとおり、普通交付税で措置される状況です。下のグラフでわかるように、地方債、つまり借金残高が急激に伸びている状況です。少し暗い話になりましたが、以上が財政状況による分析です。

続いて、もとの資料3に戻っていただき、15ページをご覧ください。橋本市の公共施設を用途別に示した円グラフです。学校施設が37.9%を占めており、かなり大きな位置づけとなっています。確かに学校というのは、大きい、広いものですので、延床面積で比べるとこういった結果になります。あと、大きいのが、左側の黄色の部分、公営住宅です。公営住宅についても、橋本市の場合、19.5%と非常に大きな床面積を占めています。この2つが、2大公共施設と言えます。学校につきましても、公営住宅につきましても、老朽化はかなり進んでいます。

16ページをご覧ください。築年別の施設の内訳を示したグラフです。山の高いところが、一番多く建設された年度で、昭和57年です。橋本市の場合、この時期に新興住宅の開発などがあり、それに伴って公共施設も増えたと考えられます。ちなみに緑色の部分は、学校教育系施設になっています。平成24年度にも大きな山がありますが、あやの台小学校が新設されたのと、保健福祉センターができたのがこの年で、急激に整備が進んでいる結果と言えます。このグラフの左側に新耐震基準と旧耐震基準のお話があります。新耐震基準とは、昭和56年5月以降に建てられた建物で、比較的大地震に強いとされる基準です。その基準以前に建てられた旧耐震基準の建物はすぐにつぶれるのかというと、そうでもないが、耐震診断を行う必要があります。橋本市で言うと、新耐震基準が6割、旧耐震基準が4割という状況です。さらに、その資料の右下にもありように、建築年度不明という建物が実はこれだけあり、それについては今のところ、施設の洗い出しを行っています。

17ページからは、国及び地方の計画策定の動きを説明します。公共施設等総合管理計画の背景として、これは国の動きですが、過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にあります。これは橋本市の現状でも同じことが言えます。人口減少等により今後の公共施設等の利用需要も変化します。市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要性もあるということで、公共施設の全体を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減もしくは平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが重要と考えられます。

18ページでは、国全体の動きとして、公共施設等の整備、床面積の推移をグラフに示しています。1970年代、昭和40年代後半ぐらいに、公共施設が最も増加しています。本市については、このグラフがもう少し右のほうにずれたような状況と考えられます。

19ページをご覧ください。先ほど橋本市の財政状況というのをまず説明させていただきましたが、このグラフによりますと、国全体として、公債費、扶助費などが増え、普通建設事業費が下がってきているのがわかります。このグラフからも、義務的経費に市町村財政が圧迫されて、建設事業がなかなか行えなくなっている状況が見えます。

20ページ以降にあるのは、平成26年4月22日に、総務省が市町村に対して、公共

施設等総合管理計画を立てる必要があると出された指針の概要です。1番に所有施設等の現状ということで、全ての公共の建物とインフラ資産を対象に、以下の項目などについて、現状や課題を客観的に把握・分析するということになっています。老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設等の状況、総人口や年代別人口についての今後の見通し、公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費やこれらの経費に充当可能な財源の見込み、これらの現状をきちんと押さえなさいということです。

21 ページ、施設全体の管理に関する基本的な方針を立てなさいということになっています。計画期間は 10 年以上とすることが望ましい、とされています。そして、全庁的な取組体制の構築。これは市内部の状況ですが、情報管理・共有方策、全ての公共施設の情報管理・集約する部署を定めるなどして取り組むことが望ましいとしています。3番目に、現状分析を踏まえた基本方針を出しなさい。現状分析を踏まえて、今後の公共施設等の管理に関する基本方針を、そういう公共施設等総合管理計画には記載しなさい、と書かれています。さらにバージョンアップとして、計画の進捗状況等について評価を実施し記載して、評価結果等の議会への報告や公表方法についても明記することが望ましいとし、今後については、管理を行うに際し基礎となる情報として、固定資産台帳等を利用していくことが望ましいとされています。

続いて 22 ページです。公共施設等総合管理計画を作ればどのようなメリットがあるのか、というのがこちらです。公共施設等総合管理計画を作るのであれば、計画策定に要する経費については、平成 26 年度から 3 年間にわたって、特別交付税、先ほどお話しした地方交付税の一種なのですが、この特別交付税を半分交付してあげようよ、という話になっています。あと、本来地方債、いわゆる借金は、建物を立てるのには使えますが、建物を壊すのには借金を充てることができませんでした。それが地方財政法の改正で、公共施設等総合管理計画を作っているのであれば、その除却費についても借金を使えるようにしてあげようよ、というのが、この財政措置の部分になります。特例期間は平成 26 年度以降当分の間。地方債の充当率 75%と言いますのは、例えば 10 億の事業をするのであれば 7 億 5,000 万借金をしてもよいという意味合いです。国の計画上では 300 億円を計上している状況です。

23 ページは、以上のような暗い話ばかりではなくて、という話です。公共施設の管理、図の上にある青い部分ですが、これが先ほど話をしたところです。さらに、右下の黄色の部分、国土強靱化ということで、耐震化など大災害が起こったときに対する備えも必要ではないか、という部分です。それから、左下の赤い部分が、まちづくりの観点。民間手法を入れた PPP/PFI の活用や将来のまちづくりを見据えた検討も必要ではないかということ。この 3 つの観点から、公共施設等総合管理計画を作らなければいけませんよ、という内容です。

24 ページは、国の計画と公共施設等総合管理計画との関係性です。国がもともとそのインフラ長寿命化基本計画というのを出しています。それに伴って、国は国の施設、各省庁は各省庁がその行動計画というのを出しています。その行動計画にもとづいて、国は国土や河川、国立大学など国立施設の計画を立てているという状況です。一方、市町村ではということで、この公共施設等総合管理計画を立てることで、個別方針、道路、河川、学校についても、この個別に出した計画を市町村の行動計画としなさい、というのが、この公共施設等総合管理計画の位置づけとなっています。

それでは、地方自治体が公共施設等総合管理計画にどのぐらい取り組んでいるのかというのが、25 ページからの表になります。まず、こちらは全国の状況です。策定予定が有りとしている都道府県は 47 都道府県すべて、指定都市は 20、市区町村は 1,715 となっています。全国的にはほぼ作る予定はあるということです。表の下のほうを見ていただきますと、平成 26 年度では都道府県で 12 団体が策定完了予定。指定都市では 5 団体、市区町村では 94 団体が、それまでに終わる予定となっています。ちなみに、本市のほうは、平成 27 年度において基本方針を作り、28 年度において個別方針を作るという予定となっています。基本方針については、国の指針に合わせていこうと考えています。

26 ページは、近畿の市町村の状況です。赤い欄の和歌山県を見ていただきますと、既に策定済みとなっているところはまだありませんが、26 年度に策定予定のところは 1 つございます。これは和歌山市なのですが、和歌山市は最初、調査したときは 26 年度中の策定を考えていたようですが、今では、26 年度中の策定は難しいという状況になっているようで、和歌山県では 27 年度以降の策定になるようです。

今後、委員の皆さまにもご議論いただいて、橋本市の公共施設等総合管理計画というのを作っていかなければなりません。どうやって作っていくのか、どういうかたちにしていくのか、ということで、次のページからは先進事例をご紹介します。

27 ページには、さいたま市の事例をご紹介します。ページの右側に、スローガンとして大きな原則が示されています。ハコモノ三原則とインフラ三原則というのを、全体目標として明示し、それにもとづいて進められています。ハコモノ三原則としては、新規整備は原則として行わない、施設の更新は複合施設とする、施設総量を縮減する、ということで、40 年間で 15%の縮減が必要であると明記されています。インフラ三原則としては、現状の投資額を維持する、ライフサイクルコストを縮減する、効率的に新たなニーズに対応する、ということをされています。こういう大きな目標をまず立てて、問題を 1 個 1 個つぶしていくというのが、さいたま市のやり方です。市民に対する持っていく方としては、このままでは市がつぶれる、と。なし崩しになってしまっていて、建てるには金がないし、放っておけば危ないし、という状況の中で、どうすればいいのかを考え、こういうスローガンができたと聞いています。

28 ページにありますのは、さいたま市の複合化のイメージです。コミュニティセンターや老人福祉センターなど老朽化した建物を建て替えて複合化することによって、更新費用を縮減していこう、そうすればいろんなメリットが出てくるだろう、というのが、この説明です。

29 ページにありますは、市民への周知の方法です。やっぱり市民の方々にご理解いただかないと、施設の再編というのはしていけないということから、分かりやすい漫画のパンフレットを作成されています。内容は資料 4 として本日お配りしています。家族会議をして、家を建て替えようかというところから話が始まって、個人の感覚にまず落として、そして市ではどうなのか、という方向性で示されています。市民にできるだけ分かりやすい見せ方をしているパンフレットです。後ほどまたご覧ください。

続きまして、熊本県の玉名市の事例です。30 ページにもありますとおり、橋本市とは人口規模や学校数が似ており、市町村合併も同じ頃に行われているので、計画策定の参考になるのではないかと思います。31 ページからが玉名市の概要になりますが、章立てで白書をつくり、計画をつくっています。32 ページのとおり、こちらも分かりやすい図

で、市民に分かりやすく現状を示した上で、一人当たりどれぐらいの施設を持っているのかを伝えています。併せて、40年後の状況も示されていて、今後どれぐらいお金がかかるのかということが示されています。そして玉名市はどうするのかというと、33ページにあります5本の柱というのを立てます。この5本の柱が削減目標となっています。トータルコストで65%、施設面積については37%を削減しなければならない。そのために何をするのかという取り組み方法が、下にある表の1番から8番というふうになっています。さらに、市民への見せ方として、さいたま市ではパンフレットが漫画になっていましたが、玉名市では34ページのように取り組みを整理しています。公民館単位、それから旧合併市町村単位で施設を並べる。そこに山や川といった地形情報も入れることで、市内の公共施設の配置状況というのをわかりやすく示しておられます。「ここ、ちょっと多いな」とか「あそこって公共施設がない地域だな」というのが、一目で分かるように整理されています。この事例については、本市は本市なりにいろいろやっていけばいい話なので、また後ほど意見等も頂けましたら有り難いなというふうに考えています。長くなりましたが、以上で4番公共施設等総合管理計画についての説明を終わりたいと思います。

【会長】

ありがとうございました。ただ今説明があった公共施設等管理計画について、何かご質問、ご意見ございませんでしょうか？

【委員】

特に印象に残ったのが、6ページの紀見北地区の人口減少。三石台中心だと思うのですが、なぜこんなことが起こっているのでしょうか？

【事務局】

今回地区別に人口を出させていただきまして、紀見北地区公民館につきましては、紀見ヶ丘、橋谷、慶賀野、光陽台、三石台、柱本、矢倉脇、旧の橋本市も含めてのところですが、このような状況になっています。あくまで17年と22年、26年を比べると、そういうかたちになっています。

【委員】

もう1つ質問させていただきたいのですが、株式会社オオバというのは、この資料だけお作りになるのがメインということですか？

【事務局】

実は、それだけではなくて、今回この委員会において、まちづくりの視点、会計学的な視点、建築に関する視点というのを入れて委員会を構成しようと考えていました。ですがご覧のとおり、委員の方々は、会長はまちづくりの視点、副会長は公会計の視点、あと、建築的なところの掘り下げというところは、オオバなどに支援していただく。資料も当然作っていただきますし、そういうことで業務委託しています。

【委員】

この資料作成は大変だったと思うのですが、教えていただきたいというのが幾つかございます。1つは、この橋本市の人口の状況について、流入・流出の人口の年齢構成は分かりますか？

【事務局】

今、手元に資料はないのですが、いわゆる社会動態と言われる部分のことだと思います。人口的には毎年1,800人が市外へ出て、1,500人が橋本市へ転入してきている状況です。その中でも特に人の出入りが多いのが、20代から30代、若者世代の人口の出し入れというのが一番多いという状況になっています。

【委員】

それで、少子化が進むということは、そういう子育て世代の出生率が下がるということと、そういう世代自体の厚みも減っていくと、そういうふうな理解でよろしいでしょうか？

【事務局】

それに加えて、本市は合計特殊出生率というのが、全国的にも非常に低い状況です。今、全国の平均というのが1.4ぐらいです。和歌山県は1.5をちょっと超えているのですが、本市の場合は1.26ほどで、やはり低いです。ベッドタウンとして人口が増えた町というのは、そういう傾向にあるらしいです。なぜかということについては、それぞれ自治体の事情もあると思いますが、実態として客観的にはそういう状況になるのかなと考えます。

【委員】

地区別に分けていただいた人口全体の数と、構成、あと、これから話題になるかと思うのですが、公民館というか、公共施設に対するアクセスについても、これからの議論の中でつけていただければ、施設を検討していく上で非常に分かりやすいのかなと思います。以上が、読ませていただいて気になった点です。

【事務局】: おっしゃるとおりだと思います。また資料についてはそろえるかたちで、提供をさせていただきます。

【委員】

対象が建物となると量も大きく、金額的にも大きいと考えますがいわゆる道路とか下水道とか、インフラ関係は、どの程度のウエイトを占めてやっているのか。減らしにくいというのが現実にあるから、その辺はさっとしておいて、まず建物をとにかく何割かということを中心としているのかということが知りたい。

【事務局】

インフラ資産については、橋梁、公園、下水道について長寿命化計画を既に策定をしています。だからここで弱くするのかというと、そうではありませんが。実は、公共建

物に関しては、今まで総合的な計画というのはありませんでしたので、建物をまず主にさせていただいています。公共施設等総合管理計画の指針を参考にすると、建物もインフラ資産もすべて網羅したかたちで総合管理計画を作りなさいということになっています。ただ、今回の資料につきましては建物のお話が多く、そういうふうに見えてしまったことは、申し訳ございません。

【委員】

2点だけお聞きしたいというか、確認です。まず、地区別の人口別、現在は平成 26 年までのデータということですが、将来人口などを地区別で推計している団体さんもいらっしゃると思います。そういったデータはないのでしょうか？

【事務局】

今日の資料にはないのですが、今後は当然この公民館単位ということでやっていくのであれば、公民館単位で、先の人口というのも見据えた上でやっていかないといけないというのは認識しています。

【委員】

資料 3 の 21 ページ目にあるように、今後こういった計画を作成していくには、固定資産台帳というものが我々公会計の視点からも必要となってくると思うのですが、そういったものは今後この会議の中で紹介していただけるということでよろしいでしょうか？

【事務局】

実は、先ほどオオバの業務についてのお話もさせていただいたが、今回のオオバへの業務委託内容については、固定資産台帳の整備も入っています。今回は公共施設総合管理計画の話が中心だったため、今日のお話には出ないのですが、業務の中で当然それも行っていきます。それをつくった上で今後は固定資産台帳を財務諸表などに落とし込んで、さらに公共施設等総合管理計画のほうにつなげていく、ということは必要だと考えています。今後、その進捗状況についても説明させていただきたいと思います。

【会長】

先ほど委員の中から、資料について、こういう資料があればというお話がありましたが、必要な資料については逐次言っていただいて、事務局のほうで用意してもらいたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

【事務局】：はい。

【会長】

10 分ほど休憩ということで、20 分から始めさせていただきたいと思います。よろしく願いします。

【事務局】：お願いします。

休憩

【会長】

委員会を再開します。本日の会議次第の、今年の「計画策定のスケジュール」および6の「本年度の計画策定に向けた取組みについて」、事務局より一括して説明をお願いいたします。

【事務局】

資料3の35ページから。それから、資料5、横長のスケジュール表が資料になっています。

まず、36ページからです。策定の概要として、今回の計画の名称は「橋本市公共施設等総合管理計画」でいかがかたと考えています。策定期間については、平成26年度から28年度。具体的には平成28年12月と考えています。後ほど工程などを提案したいと考えています。策定の目的については、老朽化対策、財政状況の厳しい状況、維持、更新、統廃合などの取組みの必要があるということです。これにもとづいて本市としては、現状を調査・把握して、今後の在り方をマネジメントしていく基本計画を策定していく、ということを考えています。3番として、実効性のある計画となるよう、市民の意見も取り入れながら、個別施設評価も実施して、今後の方針についても検討しなければならないということで、こういう取組みをしていこうと考えています。

37ページをご覧ください。対象施設には、既に調査のほうは入っています。まずお伝えしなければならないのが、本市では公共施設の白書が整備できていないため、これから施設の現状把握をしながらカルテをつくり、それにもとづいて同時並行で公共施設等総合管理計画を作っていかなければならない、というタイトなスケジュールになっています。その対象施設として、公共建物等が大体330施設、インフラ資産は、道路、橋梁、上水道、下水道、農業集落排水、公園。農道、林道など、たくさんのインフラ資産を抱えています。数値につきましては、現状把握中のため今日はお出しできませんが、そういう状況になっています。策定のための実施項目としまして、まず、基本方針編を作る。それから、計画の個別方針編を作る。それを作っていく過程で市民アンケートも実施して、分析をする。住民説明とかシンポジウムも開催して、できるだけ外に出していくかたちをとります。最後にパブリックコメントを実施し、計画については市民からの意見も募集する、というかたちで進めていこうと考えています。

次に、38ページの資料が小さいので、資料5で説明させていただきます。こちらはあくまで工程案ということでご理解ください。後ほどこちらの内容をご承認いただきましたら、このスケジュールに沿って進めていきたいと考えています。計画策定工程として1番から7番がございます。まず、前段調査。これは昨年12月から行っておりました、今年の4月末ぐらいまでに完成させたいと考えています。2番の公共施設等総合管理計画、基本方針（案）の策定ですが、今年、来年度に入って、27年の4月から8月上旬までには基本方針、基本計画（案）を出してしまって、そこから下の6番に「パブリックコメントの実施」とあるとおり、市民権を求めていこうと考えています。それを求

めた上で、2番に戻って、12月の議会で説明をし、28年1月に市民に対して公表したいと考えています。これが基本方針編の策定スケジュールと考えています。続いて、3番の個別方針編ですが、いったん基本計画編が落ちついて、議会説明の資料が揃う11月中旬頃をめどに、個別施設の評価を行っていきたいと考えています。個別施設の評価に関しましては、アンケート調査を実施して、個別評価につなげていきたいというふうに考えているのと、各施設からの利用状況なども踏まえて、施設の評価を行っていきたいと考えています。そして28年度に入り、その評価をもとに個別方針（案）を策定し、案ができた段階で、28年の9月議会で議会説明をした上で、10月から市民説明として、各公民館での説明に出ようかなと考えています。その意見も踏まえた上で計画（案）を策定していきたいと考えているが、個別意見が出てきた場合、どうするのかという問題も出てくると考えています。以上が策定スケジュールです。5番の住民説明の実施。これはまだ説明していませんでしたが、27年6月に市民の意向を確認する場として、シンポジウムを開催しようと考えています。これは基本計画（案）に反映させていくべきものと考えておまして、公共施設の現状はこのようなもので、財政状況はこういった状況で、というところを、シンポジウムを開催して、市民意識の高揚につなげていきたい、とも考えています。以上が、工程の簡単な説明になります。

今の説明を今後の策定委員会の予定に重ね、併せて議会と市民との関係を書いているのが、39ページの表になります。26年度の3月26日に、計画の概要と26年度の報告。これが、本日の第1回策定委員会になります。27年度は計画策定委員会を4回程度予定しておりまして、5月下旬、7月下旬、9月下旬、12月上旬というスケジュールを考えています。28年度につきましては、5月下旬、9月上旬の2回を予定しておりまして、表にございます内容を委員会に諮らせていただきます。

40ページについては、橋本市公共施設等総合管理計画策定に向けた基本的な考え方をどうすべきか、についてまとめています。まず一番上の実効性確保について、この計画は策定すればよい計画ではなくて、実行されなければならない計画であり、そのためには、ということで、基本的な方向性の例を挙げさせていただいています。先ほどさいたま市などの例にあったように、新たな施設をつくれなとか、既存施設の縮小を行わなければならないとか、統合や廃止を行わなければならないという基本的な方向性をまず示す必要もあるのかなというふうに考えています。個別施設の評価を行った段階で、総論は賛成だが各論は反対という意見も出てこようと思いますので、その辺は当然関係者との合意形成というのが大切になってくるかなと考えています。

41ページ、こちらは次に、関係者に理解される計画を策定するためということで、1番にまず現状を把握する。2番に市民・職員みんなでやる。そうすることによって、目指すところは、子どもたちの時代にも暮らしやすい橋本市をつくるというのを目標意識にしていきたいと考えています。

42ページですけれども、策定を進めるにあたって、当然ながら分かりやすい資料づくりと、知る機会の確保に努めるということで、研修会やシンポジウム、先進事例や苦勞事例なども、オオバのノウハウもいただきながら、どんどん提供していきたいなというふうに考えています。あと、代替方策等機能確保のための対策の提案や期待される効果の例示にも、オオバのノウハウを頂いて、いろんなところから情報を収集したいなというふうにも考えています。

43 ページでは、本市と、これからできる公共施設等総合管理計画の関係性、それから、総合管理計画の中身を示したものになっています。まず、一番上に橋本市総合計画です。長期総合計画は10年の計画ですが、25年度からは後期基本計画ということで、まずこれまで5年間の見直しを行いました。平成25年から29年度の後期基本計画を一番上に置いて、それにもとづいて公共施設等総合管理計画、都市計画マスタープランの地域別構想なども取り入れ、年次目標としては30年程度先を見据えて、本市の概要や公共施設等の課題などを整理しながら、基本方針を立てていく、と。個別方針編につきましては、個別施設の評価を行って、個別方針案というのを出していく、と。その際には、当然ながら、建築のノウハウというのいろいろな頂きたいと考えています。それに合わせて、一番下の点々のところですけども、次期長期総合計画につなげていって、新公会計システムにもつなげていきたいと考えています。

44 ページ、住民理解についてですが、大変重要なところですよ。住民理解については、Aの市民アンケート調査票のカルテ化を行って、基本方針編を作る。Cで個別方針編を作る。これに関しては、すべて住民への広報や周知を行っていく予定にしています。策定段階においても周知していくことによって、こういうことをやり、こういう話になっているというのを住民へ見せていくというかたちになります。それがBの住民理解にもつながるのかなと考えています。

45 ページでは、住民理解の周知の方法としてはどういふことをやるのかということで、広報、HP、SNS、Facebook等への掲載、それからシンポジウムの開催など。あと、住民説明会も開催し、住民周知を行っていこうと考えています。住民理解のところについては、さらに漫画などで分かりやすい資料を示していこうと考えています。

続いて、本年度の取り組みとして、簡単にですが、47ページにまとめています。本日も少しデータを示させていただきましたとおり、人口データ、財政データ、施設データなどを現在とりまとめておまして、当然基本計画のほうにも反映させていきたいと考えています。インフラデータにつきましても、いろいろなものがございますので、それを今、抽出している段階です。

48 ページは、庁内だけの話ですが、データの回収状況として、以下のとおり考えています。現在はデータの整理と、整合がとれていないところに再調査をかける段階になっています。以上が説明になります。

【会長】

ありがとうございました。それでは、計画策定のスケジュールと本年度策定に向けての取り組みにつきまして、委員の皆さま方のご意見、ご質問をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【委員】

私は公募があって、応募しています。そのときも書いたのですが、39ページにある基本計画策定委員会の日程・議題案、今日ご説明を聞いていて、かなり膨大な作業になると思うのです。この資料によると、次の委員会は5月下旬ですよ、2カ月先。当然事務局のほうでいろいろ作業をなさっていて、それを受けて委員会を開くことになると思うのですが、僕らいろんなプロジェクトをやってきましたが、これだけの回数って、極

めて少ない。これだけの回数しか開催されないのであれば、事務局の原案がほとんどパスする、承認だけの会議になるのではないかと思います。本当にこの会議を実効的な意見を述べる場にしようとするれば、もっと回数を、倍以上増やさないと無理じゃないかという気がしています。

【会長】

何か状況、変わりました

【事務局】

おっしゃるとおりだと思います。われわれとしましては、できるだけこの会議から会議の間において、われわれのデータをできる限り委員の皆さま方にお伝えして、その間で予習と言いますか、そのデータをもとにいろいろ考えた上で整理していただいて、この2カ月に1回の委員会において、ちょっと時間をかけて、そのあたりをちょっと慎重に審議していきたいというふうに今のところ思っています。私どもとしては、できたデータは速やかにお見せしていきたいと考えています。

【委員】

ということは、2ヶ月に一度の会議とその間に何かデータをいただけるということでしょうか？

【事務局】

そうです。

【委員】

そうすれば、もう一つ要望です。データが送られてくるということであれば、次の会議までの2ヶ月を待たずに、例えば事務局に、このことを考えてくれだとか、そういう要望はできますか？

【会長】

それはよろしい。

【事務局】

この会議で、そういう要望がまとまるのであれば、私どもはそれに対して、できたら全員に対して、委員さんからこういう質問がありました、と。それに対する回答は皆様に送らせていただく。それでよろしければ、そういうふうにさせていただこうと思っています。前半のご質問でもありましたように、今現在、人口データや施設データ、インフラデータというのをまとめていますし、その地区別の人口推計であるとか、人口データの中でも、いわゆる転入・転出の状況、橋本市から大阪府へこれだけ人が出ている。あるいは、隣のかつらぎ町から何人の人が橋本市に入っていると。そういったデータというのも、どうでしょうか？ 5月の前半ぐらいにはお渡しできると思いますし、私どももできるだけ、よい審議をしていただけるように努力してまいりたいと思っています。

【委員】

私も今の意見で気になるところがあります。すべてに目を通すだとか、そんなことはとてもできないにして、事務局がきちっとまとめていく。その中にわれわれに、役所の中にいる人と住民としての者が出て行って、「まあ、そうやな」という納得が得られる。それがほかの人たち、一般住民に伝わっていくときの基本ですから、そういうある程度のチェックだという感じで、間違いがなければいいぐらいで、ちょっと無責任ですけど。そうでも思わない限り、このような作業はできないのではないかと思います。考えてみればこれは非常に重要な資料で、今まで市が抱えている様々な資産というものが集約されるということになります。

今回の場合でいうと、建物やインフラについての今までの調査の資料、いわゆる台帳があるわけですから、もう次の段階として「全体で何%カットしよう」「いや、それ、いけるんか」という試算はある程度できると思います。資料整理や台帳作りに時間を費やすよりも、そういうところに時間をつぶすのが、本来の役というか。むしろ台帳が不完全な状態でも、ある程度の判断をしていく必要があると思います。それを住民に投げていくスケジュールとして、どこに重点的にもっていくかということが、非常に気になりますね。

【事務局】

そうですね、なるべく委員の皆さまには、ミクロの判断ではなくて、マクロな視点で、最終的には合意というものをいただきたいというように思っています。ですが、先ほどのスライドもありましたとおり、固定資産台帳にもまだ不明な部分というのがございます。この計画期間内にそれがすべてきっちり解消できるかどうかというのは、わからない部分もありますが、その判断をするのに支障のないかたちで、まず、早い段階で、いわゆるデータベースの部分というのを示していきたい。それを踏まえた上で、なるべくマクロな視点で意見を頂ける、そういう環境はつくっていききたいと思っています。

【委員】

今のお話からちょっと外れるのですが、今回この計画を策定される上で、まず私が、市民の立場から知りたいと思うのは、最終的にゴールの姿がどういうものかということと、多分今の姿とゴールの姿は違うでしょう、と。であればその変化、例えば、30年という非常に長い視野を書かれています、その間で「この時点ではここがこうですよ」という途中の姿が市民の方にイメージできるかたちになれば、計画の途中でパブリックコメントを求めるといってそのタイミングで、市民の方の意見を聴取できて、納得性のある進め方ができるのではないかと。そういう意味で、ゴールと、そのゴールまでの期間と、途中の姿はこうですよというのをできるだけ早く検討できるかたちでお示しいただけたらいいのかなと思います。ちょっときつい話になるでしょうけれど、ここは壊して、ここに集約するとか、お金がないのでこれとこれはここに集めようとかいうふうな話にもなると思います。それが具体的にありべき現実の姿だと思いますので、それに至る途中経過と最終合議する。で、こうこうだけでも、実はこういうことがあって、こういうデメリットとメリットがある。よって、先ほどのさいたま市や玉名市の例などでそれを参

考にさせていただいて、検討できるかたちでお示しいただければと思います。今の議論が、ちょっと失礼な言い方になりますけれども、方針を作る、計画を作るということだけに傾いていっている気がしますので、市民の方にとっては「どういうことになるんだ」と、最終形が見えにくいので判断しづらいと思います。

【事務局】

その件について、実は、さいたま市の例をさらに掘り下げますと、生きた施設の評価をされています。利用状況が悪いため「これはもう統廃合かな？」「これは廃止かな？」っていうところまでを出して、そこから先は、当然その施設を利用している住民もおられますので、住民によるアクションプランというものも別につくって、市民を含めてのワークショップのかたちで1個1個議論していくという作業をされています。それというのも、当然大きな基本計画という、先ほどのスローガンではないですが、基本計画というところがあって、それにもとづいて施設の評価を行って、その評価に対して「どうしていくのか」という部分は市民を含めて考えるという状況で、進めておられます。浜松市などでは、ある程度を政策主導で決めてしまった上で、住民の理解を得ながら進めているようです。最初の段階で施設評価や統廃合の方針などを決めてしまって、それに沿って進めてしまうと、住民の方がどう思われるのかなあというところもありますので、最終形と言いつつも、今回はその施設の評価までにしたいと考えています。利用状況からみても統合だ、あるいは廃止だ、というところまでが個別方針だと本市では考えています。

【委員】

確認になりますが、今回さいたま市のパンフレットを添付していただきましたが、こういったものはどれぐらいの期間に、どれぐらい発行されるというか、公表される予定でしょうか。この計画の頻度ですね。1回だけなのか。それとも、何回かに分けて、その進捗状況に応じて出すということも考えられると思うのですが、それはどのように？

【事務局】

業務委託もする中で、いろんな仕様を想定しながらやってきていますが、28年度の個別計画ができた際の成果物として、今回はこういうパンフレットをつくらうかなと考えています。その先ですが、まだ施設の再編や廃止という話は全然決まっていない段階ですが、そういう話が出てくる段階では、また新たなパンフレットもあり得るのかなというふうに考えています。ですが、今のこの計画策定の中では、成果物として、1回を想定している状況です。

【委員】

今回市民の選出の委員の方が積極的にご意見されていて、やはり住んでおられる方にとっては、こういった公共施設の配置ですとか統廃合というのは、やはり関心が非常に強いのかなと思っています。やはりそういった情報というのは、随時市民の方に公表していただくというのも1つ重要なポイントなのかなと思っていますので、その辺ご考慮していただければと思います。

【会長】

いろんな議論をしていく必要がありますが、まず始めに現状の課題というのをある程度きちんとしていかなければならないと思います。それは台帳、固定資産台帳とか、それから生活実態調査とか、そういうものに対してです。またそれは、完備するのに時間もかかるでしょうから、ある程度できた段階で、代表的な施設などを参考にしながら議論を始めてはどうかと思います。

それで、30年ということを見ると、山下委員の言われたように、目標といっても、30年先はこれだと決めてかかるのは、ある意味では非常に明快ですが、明快ゆえに危うさもあると思います。例えばさいたま市のように、新たな施設は一切つくりたくないと言い切っているかどうかというの、実際は非常に迷うわけですね。

また、公共施設を議論するのに1つ外せないのが、「公共である必要がありますか」ということですね。何も公共でやる必要はなくて、民間でもっとできる話がいっぱいあるから、なくてもいいのではないか、という議論も当然その中には出てきますよね。

現に、学校に運動施設は必要か、必要ないじゃないか、という議論があります。プールはつくりずに民間のスポーツ施設に任せたらどうか、いや、コストがかかりすぎるのではないか、云々という話もあります。だから、公共施設自体も本当に公共でやっていくものなのかという議論がすごく出てくる、避けて通れないところでもあると思います。30年の間に当面はこういう目標でいって、という、その目標自体を少し修正しながらやっていくというの、実際問題としては適切な方針かなというふうに思います。

【事務局】

おっしゃる通りだと思います。一応見るところは30年先。具体的な計画を立てるのは、今のところ平成39年、いわゆる12~13年先になりますが、そこまでの計画を、その部分については具体性のある内容にして。しかし、立てた計画に対しては、3年、あるいは5年という単位で、進捗管理をしていく必要がある。そこで、場合によっては修正なり変更を加えていく、という流れにならざるを得ないのかなと思っています。その39年までとするのは、先ほどちょっとスライドでもお示しさせていただきましたが、本市の長期総合計画が30年から始まって39年で終わるというところで、一応その総合計画との整合性を図りながら、将来的なまちづくりも見据えた中での公共施設のあり方といいますか、位置づけというのをしていく必要があるのかなと思っています。

【会長】

かなり大胆な発想も必要かと思っています。というのは、この質の問題を議論すると、市民だけでその質を支えられるかどうか、というのが当然出て、現に市民病院なんかはもうそうですよね。周辺の方にも使っていただくから成り立つ施設であるわけで、そういう側面も公共施設の中にはありますし、いろんな意見を出していただいで、議論していくのが実際には1番よいのかなと思います。

ほかにはご意見ございませんでしょうか？それじゃ、確認させていただくと、先ほど桐井委員さんからご指摘があった、あらかじめ会議に先立って資料を送っていただいて、参考の追加資料として欲しいものを提案させてもらったら、会議のときには他の委員全

体にも追加資料を出していただけるという話。よろしいですか？

ほかにご意見はございませんでしょうか？ご意見、ご質問、ないようでしたら、以上をもちまして本日の議事を終了させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか？

ありがとうございました。それでは、その他、連絡事項等について事務局のほうでお願いいたします。